

(全般的意見)

専門性の高い分野などの情報の開示・共有を進めることによって、より一層解決に向かう事例を増加させることができると思われる。早期に紛争を解決するためには、情報の共有化によって、他のADR機関と役割分担や相互利用を進める必要がある。国民に対し、被害の未然防止のために有用な情報や、紛争の解決手段が与えられることは重要である。類似する事案について、各ADR機関がどのような解決事例・解決手法を有するかといった情報を共有することは、各機関のレベルアップのためには有益である。各ADR機関の解決事例、解決手法などの総合的なデータベースや、各機関の広報を盛り込んだデータブックを作ることが有益である。情報共有は促進したいが、処理がマニュアル化することで、よりよい解決の道が閉ざされる恐れがあるのではないかと。対応が可能なことには大差なく、ある程度までしか参考にならないのではないかと。他のADR機関とは取り扱う事案の分野が異なっており、情報を共有することにどれくらい意味があるのかわからない。ADR機関の担い手に対して、情報共有化に関する業務を義務化することには反対である。弱い立場にある一方当事者が不利になる恐れがあり、情報の公開は難しい。

(プライバシー保護に関する意見)

個人情報の保護に注意しつつ、積極的に情報の開示・共有を促進することによって、紛争処理の迅速化・効率化が期待できる。ADRの特長の一つであるプライバシーや営業秘密の保持のため、具体的事案の守秘義務に十分配慮し、当事者が了承したものや、抽象化した情報の共有に限るなどの対応が必要である。開示すべき情報の範囲等についての基準を慎重に検討し、明確化すべきである。個人のプライバシーは守るべきであるが、企業に関しては公開する方向で考えてほしい。

(主に裁判所・行政機関等への期待等に関する意見)

ADRにおける紛争処理にとって、裁判所の判例は極めて有効な参考資料であり、公開され、ADR機関に提供されることが望ましい。また、行政機関、国民生活センターなどの事例も開示してほしい。行政機関や裁判所に主体的に取り組んでもらいたい。役所のセクショナリズムを廃し、相互に有機的に連携できることが重要である。

(アンケート調査 2-3-1より作成)